

年金 新たに年金を受けられる方が増えます(受給資格期間25年→10年)

- 資格期間が10年以上となれば、年金を受けられるようになりました
- よくある質問にお答えします
- 今から保険料を納めて年金額を増やすこともできます
- 年金制度に加入してなくても、資格期間に加えることができる期間があります
- ご自身の年金記録を確認することで、年金を受けられる場合があります
- 資格期間が10年未満の方へのお知らせについて
- そのほかのご質問にもお答えします
- お役立つ情報(リーフレットなど)
- 市区町村の国民年金のご担当者様へ

制度の概要や、実際の手続きに関する注意点について、担当者が説明しております。詳細はこちらをご覧ください。(リンク先は、外部サイト(「ホウドウキョウ」サイト)に接続致します。リンクは平成29年2月23日から約1年で無効となります。)

＜年金請求者が届くまでのご留意事項＞
対象となる方は、日本年金機構から、**生年月日に応じて、年金請求書をお届け致します。**
詳細は、請求書送付スケジュールをご確認ください。
年金請求者が届くまで、しばらくお待ち頂けますよう、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

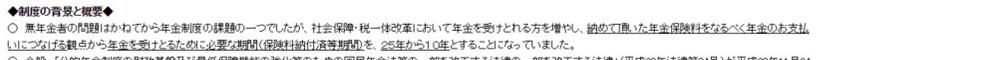
＜年金請求者が届いたあとのご留意事項＞
年金請求書は、添付書類とともに、年金事務所や街角の年金相談センターの窓口へご持参ください。
ご自身の加入履歴が、国民年金第1号被保険者期間の方については、市区町村の国民年金窓口でも年金請求書を受け付けます。
また、年金事務所の相談窓口は、大変混雑することが予想されますので、年金事務所での年金相談の際には、予約相談をご利用ください。お申し込みは、「ねんきんダイヤル」で行っています。ご予約は、ご自身の加入履歴が、国民年金第1号被保険者期間の方でも、ご利用頂けます。

予約する...
① スムーズに相談できます！
② 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！
*お申込みの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをお手元に準備してください

ご不明な点や年金事務所への相談予約は「ねんきんダイヤル」まで。
0570-05-1165 050で始まる電話番号でおかけになる場合はTel. 03-6700-1165
受付時間(平日) 9:30～19:00
火～金曜日 9:30～17:15 土曜日 9:30～16:00
日曜日・日祝・祝日(歳土曜を除く)、12月29日から1月3日までは有休となります。

資格期間が10年以上となれば、年金を受けられるようになりました

◆制度の背景と概要◆
○ 無年金の問題はかねてから年金制度の課題の一つでしたが、社会保険・税一体改革において年金を受けられる方を増やし、納めて頂いた年金保険料をなるべく年金のお支払いに充てるために年金を受けられるために必要な期間(保険料納付済等期間)を、25年から10年とすることを決まっています。
○ 今般、18の年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第94号)が平成28年11月24日に公布され、平成28年8月1日から施行されることになりました。



◆「資格期間」とは？◆
○ 国民年金の保険料を納めた期間や、免除された期間
○ サラリーマンの期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
○ 年金制度に加入してなくても資格期間に加えることができる期間(カラ期間と呼ばれる合算対象期間)

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。
資格期間が10年(120月)以上あると、年金を受けられることができます。

注意・年金の額は、納付した期間に応じて決まります。
40年間保険料を納付された方は、満額を受けられます。
(10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります。)

◆対象となる方は手続きが必要ですが、◆
○ 新たに年金を受けとるようになると、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。(以下の時期に送付)
○ お手元に届きましたら、**「ねんきんダイヤル」で予約の上**、お手続きください。

送付時期(生年月日により異なります)	年金請求書が送付される方(年金記録のある方のみに限ります)
① 2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
② 3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
③ 4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ
④ 5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ【男性】
⑤* 6月下旬～7月上旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ【女性】 大正15年4月1日以前生まれ

*国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、6月下旬～7月上旬に年金請求書をお送りします。

◆よくあるご質問にお答えします

◆対象者は誰ですか？◆
○ 既に65歳以上の方で年金を受けとるために必要な資格期間(保険料納付済等期間)が10年以上の方が対象になります。
対象者の方は、平成28年2月末から平成29年7月までの間に日本年金機構から「年金請求書」が郵送(お手元)に届く予定です。

※ 厚生年金保険の加入期間が1年以上ある場合は60歳(男性は62歳)以上65歳未満
○ また、保険料納付済等期間が10年以上の方が65歳以上(加入する年金制度や性別によって異なります)になった場合も対象になります。
対象者の方は、受給年齢に達した時に日本年金機構から「年金請求書」がお手元に届く予定です。

◆手続きは必要ですか？◆
○ 日本年金機構から「年金請求書」が届きましたら、必要事項をご記入の上、住民票などの書類と併せてお近くの年金事務所や街角の年金相談センターまでお持ちください。

◆いつから受給できますか？◆
○ 既に65歳以上で保険料納付済等期間が10年以上の方については、最も早いお支払いは、平成29年10月(9月分をお支払い)です。以降、2ヶ月分の年金を偶数月にお支払いします。
※ 厚生年金保険の加入期間が1年以上ある場合は60歳(男性は62歳)以上65歳未満

◆受給できる年金額はどれくらいですか？◆
○ 保険料を納めた期間に応じて増える年金額が異なります。保険料を納めた期間が長ければ、それだけ年金額が多くなります。
○ なお、年金は40年の納付が義務でもありますが、免除・猶予制度等もご利用いただき、保険料の納付をお願いします。
免除・猶予制度等については、リーフレットをご覧ください。

今から保険料を納めて年金額を増やすこともできます

新たに保険料を納付すると、年金を受けとれるようになり、年金額が増えたりします。

◆60歳以上の方も国民年金に加入できます(任意加入制度)◆
○ 希望される方は、60歳から65歳までの5年間、国民年金保険料を納めることで65歳から受けとる老齢基礎年金の額を増やすことができます。
○ また、資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで資格期間が増え、年金を受けとれるようになります。

ご利用いただける方(次の1～4のすべてに該当する方です)
1. 日本国内に住所を有する※、60歳以上65歳未満の方(年金の資格期間を満たしていない場合は70歳未満の方です)
※ 外国に居住する日本国籍をお持ちの方も加入できます
2. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
4. 現在、厚生年金保険に加入していない方

◆過去5年間に納めた保険料を納めることができます(後納制度)◆
○ 過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、お申し込みにより、保険料を納めることができます(平成29年9月まで)。
○ 保険料を納めることで、年金を受けとれるようになり、年金額が増えたりします。

ご利用いただける方(次の1または2のいずれかに該当する方です)
1. 5年以内に保険料を納めた期間がある方(任意加入中の保険料も該当します)
2. 5年以内に未加入の期間がある方(任意加入の対象となる期間も該当しません)
注:65歳以上で老齢基礎年金を受けとっている方は申込みできません。

◆専業主婦(主婦)の届出漏れの期間のお届け(特定期間該当届)◆
○ 例えば、社員の夫が退職したときや、妻の年収が増え夫の健康保険の被扶養者からはずれたときなどは、国民年金の3号から1号への切替が必要ですが、
○ 過去に2年以上切替が遅れたことがある方は、切替が遅れた時期の期間の記録が保険料未納期間になっています。
○ 「特定期間該当届」の手続きをすることで、年金を受けとれない事態を防止できるほか、最大で10年分の保険料を納め、受けとる年金額を増やすことができます。納付できる期間は平成30年3月までです。

国民年金のお手続きなどに関しては「ねんきん加入ダイヤル」へ
0570-003-004
050で始まる電話でおかけになる場合はTel. 03-6630-2525

年金制度に加入してなくても、資格期間に加えることができる期間があります

過去に年金制度に加入してなかった、サラリーマンの配偶者だった期間なども資格期間のカウントできる場合があります。

◆合算対象期間(カラ期間)◆
○ 合算対象期間(カラ期間)は、過去に国民年金に任意加入してなかった場合などで、年金の受けとりに必要な資格期間に含まれることができる期間です。
(ただし、年金額の算定には反映されません。)

○ 例えば、
1. 昭和01年3月以前に、サラリーマンの配偶者だった期間
2. 平成3年3月以前に、学生だった期間
3. 海外に住んでいた期間
4. 脱退手当金の支給対象となった期間
などが、合算対象期間(カラ期間)となり、これを「資格期間」にカウントすると、年金が受給できる可能性があります。その他の主な合算対象期間は、こちらをご覧ください。
○ 詳しくは、年金事務所にご相談ください。

ご自身の年金記録を確認することで、年金を受けとれる場合があります

○ 持ち主のわからない年金記録(いわゆる「未統合記録」)につきましては、これまで「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などにより、年金記録のご確認をお願いしてまいりました。このため、持ち主が確認できない記録が、今なお約2000万件残っています。この中にご自身の記録があった場合は年金を受けとれることがあります。

○ 特に、
1. 旧姓の方や異名で通称をよめる方の方、
2. 本来とは異なる生年月日やお名前でご届けられた可能性がある方は、年金事務所へご相談ください。皆さまの年金記録をもう一度確認します。
○ 年金記録は、「ねんきんネット」で簡単に確認することができます。

ねんきんネット 検索

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ
0570-058-555
受付時間(平日) 9:30～19:00
火～金曜日 9:30～17:15 土曜日 9:30～16:00
日曜日・日祝・祝日(歳土曜を除く)、12月29日から1月3日までは有休となります。

資格期間が10年未満の方へのお知らせについて

○ 日本年金機構が保有する年金加入期間が10年未満の方については以下の場合(複数に組み合わせるものを含みます)に、資格期間を満たすことが考えられます。
1. 年金加入記録に漏れがある
2. 60歳から65歳まで任意加入する(昭和40年4月1日以前生まれの方は70歳まで)
3. 後納制度を使い、未納期間を解消する(5年後納制度は平成30年9月までの特例措置)
4. 合算対象期間がある(合算対象期間は、こちらをご覧ください。)

○ したがって、平成29年内をめどに、お知らせの送付を開始しますので、お心当たりのある方は、お知らせがお手元に届くまで、しばらくお待ち頂けますよう、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

そのほかのご質問にもお答えします

◆Q1. 資格期間を短縮した年金はいつから受けられるのですか？◆
今般の改正は平成28年8月1日から施行されます。
施行日時点年金を受けとるために必要な資格期間(保険料納付済等期間)が10年以上ある65歳以上の方や厚生年金保険の加入期間が1年以上ある60歳(男性は62歳)以上65歳未満の方は施行日に老齢基礎年金や特別支給の老齢厚生年金などの受給権が発生します。また、施行日以降に受給要件に該当した方は該当した日に受給権が発生します。
年金は受給権発生の日月から受けとれます。年金のお支払いは原則偶数月です。
平成28年8月1日に受給権が発生する方への最も早いお支払いは平成28年10月(9月分をお支払い)です。請求のお手続きが遅れても受給権が発生した時点(平成28年8月1日)に受給権が発生した方は同日(8月)に受給し、お支払いしますのでご安心ください(手続きの滞りは発生しません)。

◆Q2. 年金の請求手続きは本人が年金事務所へ行く必要がありますか？◆
ご本人が窓口においていけないときは委任状により代理人に手続きを委任されることでお手続きをしていただくことができます。

◆Q3. 年金事務所での相談の待ち時間が長くなりませんか？◆
今般の制度改正により多くの年金請求書が送付されることから、年金事務所などでの混雑を緩和するためにねんきんダイヤルに予約機能をお受けする予定です。ご予約いただくことでお急ぎの場合に合わせたスムーズな相談が可能となりますのでご利用ください。

◆Q4. 年金を受けとるために必要な資格期間に年金保険料を払っていない期間が含まれるのでしょうか？◆
老齢基礎年金を受けとるためには、保険料を納めた期間(保険料を免除された期間、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)を合わせて10年以上である必要があります。保険料を納めた期間には未納期間が含まれません(後述Q8、を参照)などをご利用いただき、保険料を納めた期間に切り替えていただきますようお願いいたします。
※カラ期間の詳細については後述Q9、をご覧ください。

◆Q5. 年金を受けとるために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年ない場合はどうなるのですか？◆
10年に満たない方も国民年金の任意加入や後納制度により保険料納付済等期間が10年以上となれば年金の受給権が発生します。今般、日本年金機構が把握している年金記録が10年に満たない方に対しては、個別にお知らせをお送りする予定です。送付の時期などが決まりましたら、改めてご案内いたします。この機会に過去の履歴なども改めて確認していただき、記録の漏れなどがないかの確認をお願いします。

◆Q6. 任意加入をすることで65歳になるといわれます。どのような手続きを行えばいいのですか？◆
老齢基礎年金の資格期間(10年)を満たしてない65歳以上70歳未満の方は最長70歳まで国民年金に加入することができます。また、65歳未満の方は60歳から65歳まで任意加入することで老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。任意加入の手続きは市区町村の国民年金担当窓口へ申し出てください。

◆Q7. 現在任意加入中ですが平成29年8月以降はどうなるのですか？◆
65歳未満の方の任意加入に変更はありませんが、65歳以上70歳未満の方の任意加入の場合は資格期間が10年を満たした時点で任意加入が終了となります。

◆Q8. 国民年金の後納制度について教えてください。◆
平成27年10月から平成30年9月までの特例措置として5年後納制度を実施しています。過去5年間の未納保険料で時給(2年)となった場合も、お申し込みいただく保険料を納付できますので是非ご利用下さい(すでに老齢基礎年金を受け取っていらっしゃる方やその権利のある方はお申し込みいただけません)。

◆Q9. カラ期間というのを耳にしますがこれは何ですか？◆
「カラ期間」とは合算対象期間のことです。年金額には反映しませんが老齢基礎年金の受給に必要な資格期間に含まれるものです。このため、合算対象期間を加えることで老齢基礎年金の資格期間(10年)を満たすことができます。

【主な合算対象期間(カラ期間)】
1. サラリーマン(厚生年金保険や共済組合などの加入者)の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から昭和01年3月31日まで)
2. 学生で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から平成3年3月31日まで)
3. 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から)
4. 昭和36年4月から昭和01年3月までの間に脱退手当金を支給を受け、昭和01年4月から65歳までの間に保険料を納めた期間や保険料を免除された期間があるなどの脱退手当金の支給対象となった期間
その他の主な合算対象期間は、こちらをご覧ください。

◆Q10. 過去に送られてきた「ねんきん特別便」に回答してませんが今回の資格期間短縮措置に伴い、年金記録を確認した方が多いのですか？◆
過去に「ねんきん特別便」が送付された方に基礎年金番号に統合されていない年金記録をお持ちである可能性があります。このため、未統合の年金記録が本人のものをご確認いただく必要が 있습니다。特に、過去に「ねんきん特別便」を受けとっていただき、そのまの内容をご確認されていない方は、お手数ですが年金事務所まで年金記録のご確認をお願いします。なお、今回送付する年金請求書に基づき、年金の請求手続きを行う際に合わせてご確認いただくこともできます。

◆Q11. 今回、資格期間が25年から10年になったことですが遺族年金の支給要件なども見直されたのですか？◆
今般の資格期間の短縮は老齢基礎年金などの老齢給付が対象となります。遺族年金の支給要件(1. 保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の2分の2以上ある被保険者や、2. 資格期間が25年以上である老齢基礎年金受給者などが死亡したときで、子のある配偶者または子に対して支給)、1. 障害年金の納付要件(初診日において被保険者であり初診日のある日の前々月までの1年間に保険料の未納がないことなど)は、これまでどおり変更はありませんのでご注意ください。

◆Q12. 日本年金機構から年金請求書を送付するで手数料を振り込んでほしいとの電話がありました。手数料が必要なのですか？◆
年金請求書を送付する前に日本年金機構からお電話をすることは一切ありません。また、電話で手数料などの金額のお支払いを求められることや金融機関の口座をお開きすることはありません。不審な電話にはご注意ください。

お役立ち情報(リーフレット)

大事なポイントを簡単にまとめたリーフレット(PDF1.4MB)です。制度のご紹介のためのポスター(PDF1.4MB)もご利用しています。併せてご利用ください。

ご不明な点についてはお問い合わせ下さい。
文書やFAQでの年金相談も可能です。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

市区町村の国民年金のご担当者様へ

平成28年2月24日、事務取扱通知を発出いたしました。
◆業務取扱通知 (PDF1.71KB)
◆添添 (PDF1.88KB)
◆添紙1 年金請求のご案内の手引(市区町村国民年金担当用) (PDF2.6MB)
◆添紙2 年金請求のご案内の手引(離島用) (PDF1.8MB)
◆添紙3 年金請求のご案内の手引(作成支援用) (PDF1.9MB)
◆添紙4 年金ニュース第2号 (PDF1.4MB)
◆様式 合算対象期間確認シート (PDF1.05KB)
◆様式 「国民年金」老齢基礎年金 説明事項のご確認 (PDF2.79KB)

ホーム | 政策について | 分野別の政策一覧 | 年金 | 年金・日本年金機構関係 | 新たに年金を受けられる方が増えます(受給資格期間25年→10年)